

飼い主の方へ～ペットのための災害への備え～

○ペットの個体識別（名札など）について

日頃から、ペットの飼い主が誰かわかるように、名札など個体識別が出来るものを装着しましょう。（犬は、狂犬病予防法に基づき鑑札・注射済票の装着が義務付けられています。）

○ペットの健康管理としつけなど

様々な人が共同生活を送る避難所においてペットを飼育する場合は、他の避難者に対し普段の生活以上に配慮をする必要があります。避難所ごとに決められた飼育場所やルールに基づき、飼い主の責任において飼育しなければいけません。避難所で他の人に迷惑をかけない、また、ペット自身のストレスを少なくするためにも、平常時からの健康管理としつけは大切です。

以下は、避難所で飼育するための必要最低限のポイントです。

（犬の場合のポイント）

- ・「待て」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけ
- ・ケージの中に入ることに慣らしておく
- ・不必要に吠えない
- ・人や他の動物を怖がらない
- ・トイレのしつけ（決まった場所で排泄できるように）
- ・狂犬病予防接種と各種ワクチン等の接種
- ・犬フィラリア症などの寄生虫の予防駆除

（猫の場合のポイント）

- ・ケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておく
（避難所では放せないため、平常時からリード（引き綱）につないで慣らしておくことも大切です）
- ・人や他の動物を怖がらない
- ・トイレのしつけ（決まった場所で排泄できるように）
- ・各種ワクチン等の接種
- ・寄生虫の予防駆除

○ペットのための備蓄

災害に備えて、ペットのためにも必要な物資の備蓄をしましょう。避難所では、人に対する準備が中心となり、飼っているペットに対する準備等は、基本的に飼い主の責任になります。

（必要な備蓄品例）・ケージ、キャリーバック、食器、タオル、ブラシなど

- ・餌と水（少なくとも5日分以上持ち出せるように）
- ・治療中のペットは、療法食や薬
- ・トイレ用具（ペットシート、処理用具、トイレ砂など）
- ・飼い主の連絡先、動物の写真など
- ・リード（引き綱）で連れて行く場合は、動物の足を保護する用具

○ペットの一時的な預け先

災害により避難生活が長期化することに備え、平常時から一時的にペットを預かってくれる親戚、知人等を決めておくといいでしょう。

○災害が起きたら

- ・まずは人（飼い主）の安全、次に動物の安全を確保しましょう。
- ・落ち着いて、あらかじめ用意した物資等を持って避難しましょう。
- ・避難所についたら、飼い主グループの一員として避難所のルールに従い行動しましょう。